

政令第 号

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令（昭和四十九年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び」の下に「同法」を加える。

第一条第九十四号を同条第九十五号とし、同条第七十号から第九十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十九号中「神戸川水系」を「斐伊川水系」に改め、同号を同条第七十号とし、同条第六十八号を同条第六十九号とし、同条第六十五号から第六十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五 九頭竜川水系部子川足羽川ダム

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

水源地域対策特別措置法が適用されるダムについて、九頭竜川水系部子川足羽川ダムを新たに指定する等の必要があるからである。